



岩手労働局発表
令和元年5月31日（金）

照 会 先	労働基準部	
	監督課長	川上 明
		（電 話）019-604-3006 （FAX）019-604-1534
	職業安定部	
	職業対策課長	松川 信亮
		（電 話）019-604-3005 （FAX）019-604-1533

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です 「知って守って働きやすく！～外国人雇用はルールを守って適正に～」

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。

1. 実施期間

令和元年6月1日（土）～令和元年6月30日（日）までの1か月間

2. 主な内容

- （1）ポスター・パンフレットの作成・配布
- （2）事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- （3）個々の事業主などに対する周知・啓発、指導
- （4）技能実習生受入れ事業主などへの周知・啓発、指導
- （5）各種会合における事業主などに対する周知・啓発
- （6）留学生就職支援窓口の周知
- （7）労働条件などの相談窓口の周知

3. 月間の趣旨

外国人労働者の就労状況を見ると、派遣・請負の就労形態での雇用が多く、雇用が不安定な場合や、労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例などが依然として見られます。また、専門的な知識・技術を有する外国人の就業促進が課題となっているほか、本年4月からは新たな在留資格「特定技能」を有する外国人の受入が開始されたところです。

こうした状況を踏まえ、外国人労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、事業主団体などの協力のもと、労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、事業主や国民を対象とした積極的な周知・啓発活動を行います。

4. 岩手労働局の主な取組

岩手労働局においては、「外国人雇用に関する事業主向け説明会」を開催するとともに、事業主団体（一般社団法人岩手県経営者協会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会等）などを通じて周知・啓発、協力要請を行うとともに、各ハローワーク等において、技能実習生の受入れ事業所に対し、重点的に啓発・指導を実施する予定です。